

お取引先各位

住 所 長崎県佐世保市光町109
会 社 名 株式会社 堀内組
代表者名 代表取締役 山下 忠則
電話番号 0956-47-2127
登録番号 T8-3100-0100-5983
HPURL <https://horiuchi-g.co.jp/>

インボイス制度事業者登録について

拝啓 陽春の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知の如く、令和5年10月1日より『適格請求書等保存方式（インボイス制度）』が始まります。インボイスとは、売手が買手に対して、正確な適正税率や消費税額等を伝えるもので、具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が必要となります。

なお、売手（お取引先様）がインボイス登録を行い、買手（弊社）に対し、インボイス対応請求書を発行することにより、買手（弊社）が取引に対する消費税を全額仕入税額控除することが出来ます。

本制度の運用に際し、すでに登録済のお取引先様も多数いらっしゃると思います。まだ、登録がお済でないお取引先様につきましては、今後の弊社とのお取引をスムーズにするためにも、本運用が始まる前の、9月30日までに、国税庁（税務署）にて、適格請求書発行事業者の登録申請をお願い申し上げます。

敬 具

記

弊 社 登 録 番 号 T8-3100-0100-5983

登録事業者の確認 既に登録のお取引先様は、適格請求書発行事業者の登録番号を、弊社へご提出の専用請求書の該当項目に記載下さい。

また、課税事業者以外（免税事業者等）で、適格請求書発行事業者登録がお済みでない方は、登録申請をお願いします。

※ 詳しくは、税務署又は貴社税理士等へお尋ねください。

以 上